

刑事裁判における証拠の全面開示を求める意見書

平成 26 年 3 月 27 日、静岡地方裁判所は、袴田巖さんに対する再審請求事件において再審開始を決定し、同時に袴田さんに対する死刑の執行を停止すると共に拘置を停止して袴田さんは釈放されました。この事件の裁判をめぐっては、第二次再審請求において検察側の未提出証拠の一部が明らかとなり、有罪判決を揺るがすこととなりました。自白に偏った捜査の在り方とともに、検察官が有罪の立証に不利な証拠を明らかにせず、裁判官の判断を誤らせた問題が指摘されています。

これまでに冤罪が明らかとなった東電OL殺人事件、布川事件等においても、無実の可能性を示す証拠が開示、提出されず、誤った判決につながってきました。

現在の証拠開示規定では、証拠開示を行うかどうかの判断は検察官にゆだねられており、またどのような証拠を持っているのかも事前に明らかにされないため、証拠の開示には大きな壁となっています。

公正な裁判を行うことは、個人の人権と社会正義を守ることであり、法治国家の基です。そのためには、警察や検察が集めた証拠は有利不利にかかわらずすべて明らかにされ、そのもとで事件の審理が行われなければなりません。

国におかれては、冤罪事件を生み出してきた証拠の取り扱いを、裁判の公正と国民の人権を守る立場から速やかに改め、原則として全ての証拠を開示するように求めます。

一、 被告人及び弁護人に、捜査機関が入手した全ての証拠についての証拠開示請求を認める規定を制定すること。

一、 再審請求においても、同様の証拠開示請求権を認めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 19 日

大和高田市議会